

病院の療養病棟（医療法第7条第2項第4号）に  
規定する療養病床に係る病棟として  
厚生労働省・関東信越厚生局東京事務所に  
届け出た内容

## 3階病棟の入院基本料に関する届け出内容

【2025年1月1日 現在】

3階病棟では、1日18人以上の看護職員（看護師  
または准看護師）が勤務しております。  
なお、時間帯の配置は以下の通りです。

朝 9時00分 ~ 夕方 17時00分まで	看護職員1人あたり 受け持ちの入院患者さんの 人数は9人以内
夕方 17時00分 ~ 深夜 1時00分まで	看護職員1人あたり 受け持ちの入院患者さんの 人数は24人以内
深夜 1時00分 ~ 朝 9時00分まで	看護職員1人あたり 受け持ちの入院患者さんの 人数は24人以内